

津山圏域衛生処理組合情報公開条例

平成19年2月6日

津山圏域衛生処理組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、行政文書の開示等を請求する住民の権利を明らかにし、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、住民のし尿処理行政に対する理解と信頼を深め、もって住民参加の促進と公平で開かれたし尿処理行政の実現に寄与することを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域衛生処理組合の行政文書の開示等の方法等については、津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号。)第2条から第14条まで、第19条から第22条まで及び第24条の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。